

知っていますか？ごみのルール

・ごみはどこに出すの？

→お住まいになっている地区の決められたごみステーションに出してください。
他の場所に出すと、その場所を管理している方々が大変迷惑をします。
また、他の市や町でごみを出すことは法律により禁止されています。

・ごみを出す時間は？

→収集当日の午前7時から午前8時までに出してください。

・指定袋には、どのくらいごみを入れていいの？

→入れられるのは(大)のサイズで10kgまでです。入れすぎると袋が破れたりして収集が困難になります。袋に入らないものは粗大ごみです。

・ごみを抜き取っている人をみかけたのですが？

→指定袋で出された資源ごみは、条例に基づき組合の所有物となります。集められた資源ごみは適正に処理を行い、鉄やアルミは売却して、ごみ処理費用に充てています。指定袋を持ち去ったり中身を抜き取ることは絶対にやめてください。

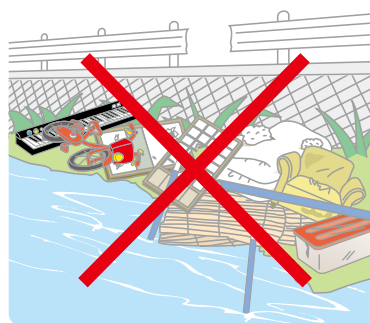
・ごみの無料回収に出していいの？

→法律で定める許可を得ずに軽トラックなどで巡回し、家電や粗大ごみの処理を請け負う業者がいます。無許可の業者に回収されたごみは、不法投棄されたり野焼きされたりと不適切な処理をされる場合があります。安易にごみを出さないようにしましょう。

STOP!!不法投棄

Q. 不法投棄はどうしていけないの？

A. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条には「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。廃棄物(ごみ)は、処理方法などについて法律で定めがあり、皆様がお住まいの地域の生活環境は、それにより守られています。もし、みんながごみをかってに捨ててしまえば、悪臭・水質汚濁など生活環境はみるみる悪化します。ご自分の敷地にごみをかってに捨てられた場合を想像してください。



Q. 不法投棄には罰則があるのですか？

A. 5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科せられます。また、不法投棄者が法人の場合は、法人に3億円、投棄者に1,000万円以下の罰金が科せられます。

Q. 不法投棄を見かけたらどうしたらいいですか？

A. 市役所・町役場か保健福祉環境事務所、警察署にご連絡ください。

宗像・遠賀保健福祉環境事務所

0940-36-6322

折尾警察署

093-691-0110